

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案の概要

平成15年3月
環境省 財務省
文部科学省 厚生労働省
農林水産省 経済産業省

目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書（略称）の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第1種使用等」

= 環境中への拡散を防止し
ないで行う使用等

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者(開発者、輸入者等)等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

「第2種使用等」

= 環境中への拡散を防止し
つつ行う使用等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。
定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定を整備する。

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案」の経緯

環境省 財務省
文部科学省 厚生労働省
農林水産省 経済産業省

1 背景

遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的とした「生物多様性条約カルタヘナ議定書(略称)」が2000年1月に採択。

議定書は50カ国締結の90日後に発効。2003年2月現在43カ国及び欧州共同体が締結。

議定書の早期締結を行う必要があるため、環境省を中心に財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業の6省で、議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」案を今通常国会に提出する。

(参考) 議定書については、今通常国会での承認を得るべく準備中

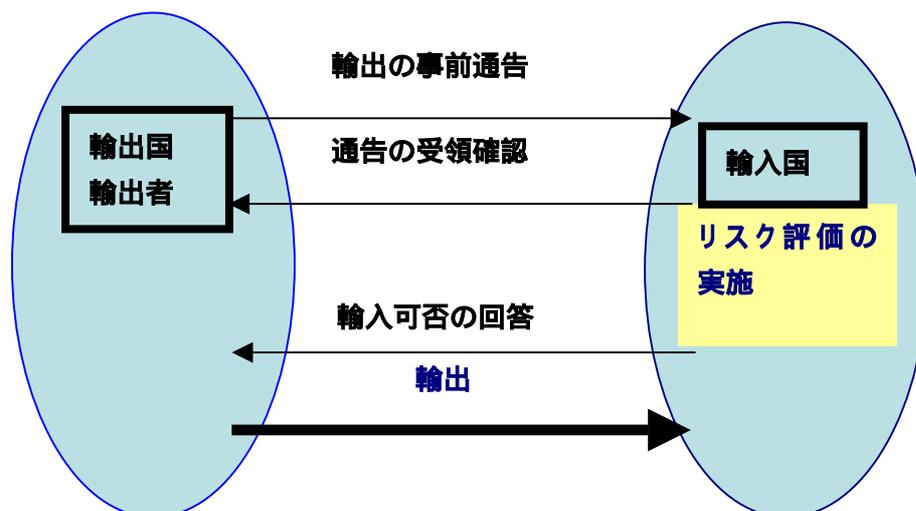
2 議定書の内容

環境中での使用(栽培など)がされる遺伝子組換え生物について、輸出国/輸出者は輸入国に対し事前通告。輸入国は、リスク評価を実施し、輸入の可否を決定。

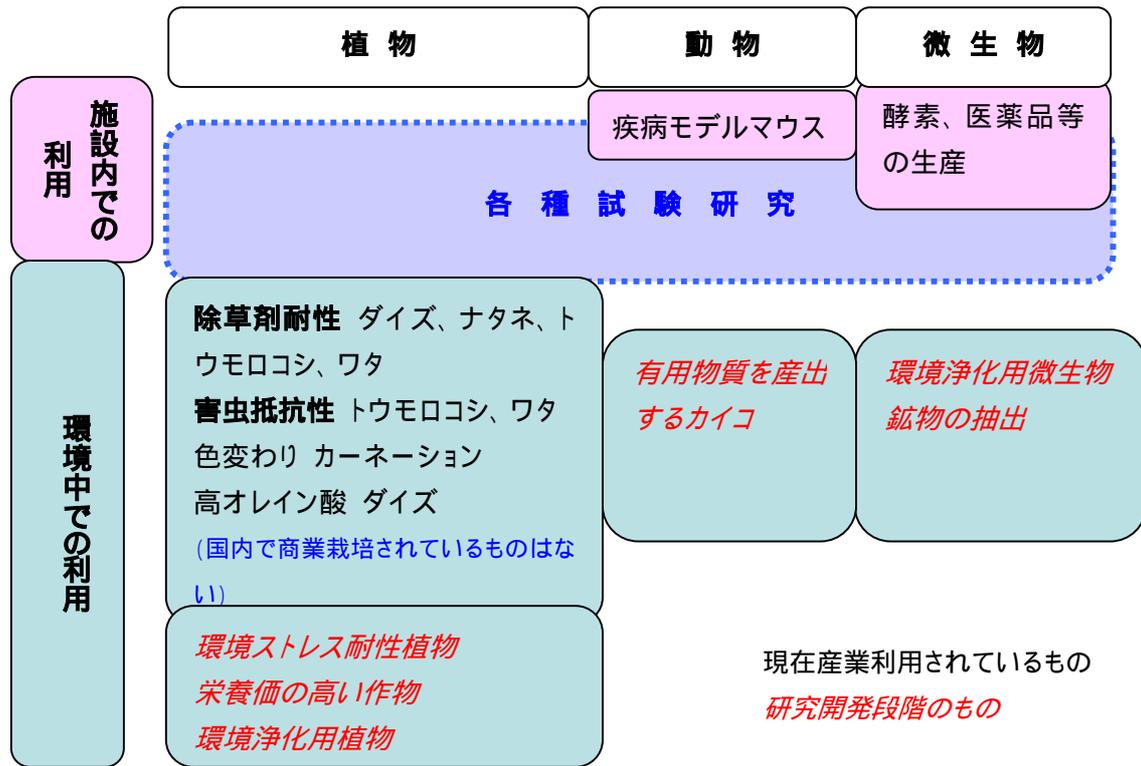
締約国は、リスク評価により特定されたリスクを規制、管理、制御する制度を確立。

拡散防止措置の下での利用についての基準を策定することができる。

環境中での使用(栽培など)の場合の輸出手続き



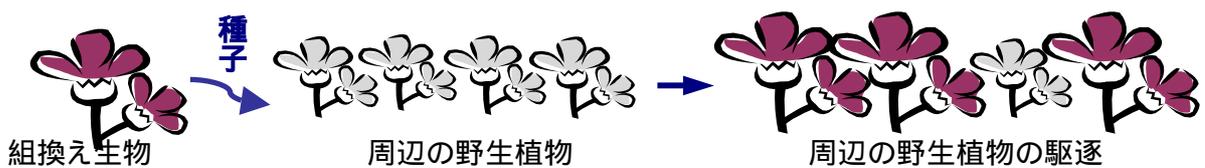
3 遺伝子組換え生物の利用の現状



これまで、組換え生物利用の安全性確保に関し、試験研究段階：文部科学省指針、産業利用段階：農林水産省、経済産業省、厚生労働省指針がある

4 遺伝子組換え生物の生物多様性への影響の例

(1) 生態系への侵入による影響



(2) 近縁の野生種との交雑による影響



(3) 有害物質の産生による影響

